

様式第 13 号 (市町村整備計画変更(軽微な変更を除く。)案公告)



加美町公告第 17 号

加美農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当町の住民は、同法第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について当町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 8 年 5 月 7 日(縦覧期間満了の日)の翌日から起算して 15 日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 4 月 8 日

加美町長 石山 敬貴



1 農業振興地域整備計画案の縦覧期間

自 令和 8 年 4 月 9 日

至 令和 8 年 5 月 7 日

2 農業振興地域整備計画案の縦覧場所

加美町役場 農林課

宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地

3 農業振興地域整備計画案に対する意見書について

(1) 提出先 加美町役場 農林課

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和 8 年 5 月 7 日(縦覧期間満了の日まで)

(4) 意見書の処理方法

提出された意見書は、その要旨を公表するとともに、当該意見書に対する町の考え方を回答する。

(5) 注意事項 氏名、住所及び連絡先を明記すること。

4 農用地利用計画案に対する異議について

(1) 申出先 加美町役場 農林課

(2) 申出方法 持参又は郵送

(3) 申出期限 令和 8 年 5 月 15 日まで

(4) 注意事項 異議を申し出ることができる者は、農用地区域内の土地の所有者その他土地に関し権利を有する者に限る。